

兵庫県医療機関等生産性向上・職場環境整備等緊急支援事業

1 事業目的

この事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用等を補助することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげる。

2 事業の実施主体

病院、有床診療所（内科・歯科）、無床診療所（内科・歯科）及び訪問看護ステーション。

3 事業内容

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、内科・歯科診療所（有床・無床）、訪問看護ステーションで、令和6年4月1日から令和8年2月28日までの間に、業務の効率化や職員の処遇改善を図る。

4 補助内容

1. 補助額（上限）

病院・有床診療所（5床以上）	許可病床数×4万円
有床診療所（4床以下）・無床診療所・訪問看護ステーション	1施設×18万円

2. 補助対象となる取組み

令和6年4月1日から令和8年2月28日までに以下の取組み（複数の組み合わせ可）

(1) ICT機器等の導入による業務効率化

業務効率化に資する設備の導入経費（税抜）

例）タブレット端末、離床センター、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等

(2) タスクシフト/シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護時補助者等の職員の新たな雇用によるタスクシフト/シェアに係る経費

(3) 給付金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

※ベースアップ評価料により手当されている部分以上の賃上げが対象

※薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員
（医師及び歯科医師は40歳未満の若手医師・若手歯科医師に限る）

5 申請期間

令和 7 年 8 月 28 日から令和 7 年 12 月 1 日まで
(実績報告期限：令和 8 年 3 月 2 日)

6 申請方法

兵庫県医療機関等生産性向上・職場環境整備等緊急支援事業のホームページから申請
PC、タブレット、スマートフォンから申請が可能。

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/seisanseishien.html>

または、【兵庫県 医療機関 生産性向上】で検索

インターネット申請が困難な場合は、郵送での申請も可能。

7 留意事項

1. 本補助金は、交付申請に対し概算交付を行い、取組が完了した後に、実績報告を求める。
2. 取組に要した経費が概算交付額に満たない場合は、県が発行する納付書により返還を求める。
3. 領収書や給与明細等の証拠書類は事業完了日を含む年度の翌年度から 5 年間保存し、求められた際には速やかに提示できるよう適切にしなければならない。
4. 本補助により取得し、又は効用の増加した財産を「補助事業等により取得し、又は公用の増加した財産の処分制限期間」(平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号)に定める期間内に補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は、担保に供する場合においては、知事の承認を受けなければならない。また、当該財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間保存しておかななければならない。

8 問い合わせ先

【コールセンター】兵庫県医療機関生産性向上事務局 TEL:078-335-2372

受付時間 午前 9 時～午後 5 時 (平日のみ)